

東京海洋大学動物実験委員会規則

平成20年12月2日

海洋大規第 434号

改正 平成21年5月12日 海洋大規第 76号

改正 平成29年4月1日 海洋大規第 191号

改正 令和5年3月31日 海洋大規第 71号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学動物実験等取扱規則第7条の規定に基づき、東京海洋大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議又は調査し、これらに関して学長に報告又は助言する。

- 一 動物実験計画の関係法令等及びこの規則への適合に関すること。
- 二 動物実験計画の実施の状況及び結果に関すること。
- 三 実験室及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- 四 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- 五 その他動物実験等の適正な実施に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 動物実験等を取扱う部局の助教以上の教員のうちから選出された者 各1人
- 二 学長の指名する副学長
- 三 その他学長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第3号の委員の任期は、学長がその都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号及び第2号の委員のうちから互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年12月2日から施行する。

2 この規則施行後、第3条第1号から第3号の規定に基づく最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年海洋大規第76号）

1 この規則は、平成21年5月12日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第3条第1号及び第3号の規定により任命されている委員の任期は、改正後の第4条第1項及び第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成29年海洋大規第191号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年海洋大規第71号）

この規則は、令和5年5月1日から施行する。